

◆県費預託融資制度一覧

平成27年4月1日現在

制度名	対象者	限度額	用途	融資期間 (据置期間) ※運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の融資期間を適用	貸出利率(%/年)		信用保証 料率 「★」の資金は信用保証協会の保証が必要	申込先
					固定金利			
					信用保証付	信用保証なし		
小規模融資	① 小口資金 従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに小規模な事業協同小組合、企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証の対象となる者 ※ 特別小口保証を利用する場合は、租税を完納していること	小規模企業者等 1,250万円	運転・設備	運転 7年(6月)	1.4	—	★ 【料率B】 (小口零細企業保証適用) ※特別小口保証適用時は年0.6%	取扱金融機関
	設備10年(6月)							
② 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備	運転 7年(6月) 設備10年(6月)	1.4	—	★ 【料率B】	
経営安定融資	③ 一般資金 中小企業者・組合等	【1年超】 中小企業者 7,000万円 組合等 8,000万円	運転・設備	運転 7年(1年)	1.9	2.2	【料率A】	取扱金融機関
				設備10年(3年)				
	④ 流動資産担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	【1年以内】 中小企業者 2,000万円 組合等 4,000万円	運転	1年	1.9	2.2	
⑤ セーフティネット資金(国指定)	広域的かつ影響が甚大であるとして国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故又は災害によって影響を受けている中小企業者・組合等(セーフティネット保証1~4号、6号)	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運転 (災害の場合は設備を含む)	運転10年(1年) 【災害の場合】 設備10年(3年)	1.2	—	★ 【年0.7%】 (経営安定関連保証適用)	取扱金融機関 (セーフティネット認定は市町)
⑥ 倒産防止等資金(県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運転 (災害の場合は設備を含む)	運転10年(1年) 【災害の場合】 設備10年(3年)	1.2	1.5	【料率B】	取扱金融機関
緊急対応融資	⑦ 緊急経営基盤強化資金 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ① 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みのある者 ② 経営の危機を克服する見込みや企業再生により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業再生支援協議会)の推薦を受けた者	中小企業者 組合等 4,000万円	運転	10年(1年)	【対象者①の場合】		【料率B】 ※経営安定関連保証適用時は年0.7%	取扱金融機関 (推薦は関係団体窓口)
					1.2	1.5		
⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	中小企業者 組合等 5,000万円 (うち新規運転資金 4,000万円)	借換 (新規の運転を含む)	10年(1年)	1.2	—	★ 【料率B】	
⑨ 特別資金	【経営改善支援特別資金】 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託融資の取扱金融機関)の支援を受けて策定又は変更した経営改善計画に基づき、経営改善等に取り組む者で、経営改善等の見込みがあるものとして、経営支援機関等から推薦を受けた者 ※ 取扱期間は平成28年3月31日まで	中小企業者 組合等 8,000万円 (うち新規資金 4,000万円)	借換・ 運転・ 設備	10年(1年)	3.1 以下	—	★ 【料率B】	取扱金融機関 (推薦は経営支援機関等窓口)
	その他、緊急対応が必要であるとして知事が認められた者	知事が別に定める額	運転・ 設備	知事が別に定める期間	知事が別に定める利率	—	知事が別に定める	取扱金融機関

制度名	対象者	限度額	用途	融資期間 (据置期間) ※運転・設備資金とも利用の場合は、運転資金の融資期間を適用	貸出利率(%/年)		信用保証料率 「★」の資金は信用保証協会の保証が必要	申込先
					固定金利			
					信用保証付	信用保証なし		
産業支援融資	⑩ 創業支援資金 次のいずれかに該当する者 ① 新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ② 事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 ※再挑戦枠あり	個人・会社 2,500万円	運転	運転10年(1年)	1.2	—	★ 【年0.7%】 (創業(等)関連・支援創業関連・再挑戦支援保証適用)	取扱金融機関
			設備	設備10年(1年)	0.5	—		
	⑪ 事業活動支援資金 次のいずれかの事業を行おうとする中小企業者・組合等 ① 「経営革新計画」の承認を受けて行う事業 ② 事業転換又は多角化によって新分野に進出するために行う事業 ③ 中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて行う事業 ④ 県内の公的産業団地への新規進出 ⑤ 「企業立地計画」又は「事業高度化計画」について、県の承認を受けて行う事業 ⑥ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた者	中小企業者 組合等 20,000万円 (うち運転資金6,000万円)	運転	運転7年(3年)	1.4	1.7	【料率B】	
			設備	設備10年(3年)	0.7	1.0		
	⑫ 新成長分野支援資金 成長分野(医療・健康、環境・エネルギー、観光分野)の事業を行う中小企業者で、事業拡大等を行うもの	中小企業者 20,000万円 (うち運転資金6,000万円)	運転	運転7年(3年)	1.4	1.7	【料率B】	
			設備	設備10年(3年)	0.7	1.0		
労働支援融資	⑬ 雇用促進支援資金 次のいずれかに該当する中小企業者 ① 新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む。)するもの ② 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用するもの ③ 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの	中小企業者 7,000万円	運転	運転7年(1年)	1.4	1.7	【料率B】	取扱金融機関
			設備	設備10年(3年)	0.7	1.0		
	⑭ 仕事と家庭の両立支援資金 次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し、次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ① 一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者 ② 広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録し、男性労働者が育児休業等を5日以上連続して取得した又は取得する予定の者 ③ 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に「仕事と介護の両立支援の取組」に登録したもののうち・仕事と介護の両立支援を推進するための事業を行う者・労働者が介護休業等を31日以上取得した又は取得する予定の者	中小企業者 組合等 7,000万円	運転	運転7年(1年)	1.4	1.7	【料率B】	
			設備	設備10年(3年)	0.7	1.0		

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率を適用します。
2 表示している貸出利率は、平成27年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更することがあります。
3 産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率について、平成27年度新規融資分は、通常の貸出利率から0.7%引き下げます。ただし、運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の利率を適用します。(表中の利率は、引下げ後の貸出利率)

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対象者	限度額	用途	融資期間 (据置期間)	貸出利率(%/年)	信用保証料率 「★」の資金は信用保証協会の保証が必要	申込先
⑮ 無担保スピード保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 ① 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること ② 原則として、引き続き1年以上同一事業を行っていること ③ 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること ④ 直近2期の決算書等を提出できること ⑤ 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること など	中小企業者 3,000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	運転・簡易な設備	7年(6月)	取扱金融機関の所定金利 (固定金利又は変動金利:4.0%以下)	★ 【料率A】	取扱金融機関

◆信用保証料率

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率B	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40

(注)1 平成27年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更することがあります。
2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
3 料率Bは、事業拡大や経営の回復などを図ろうとする中小企業の資金調達コストを低減するため、広島県及び広島県信用保証協会の負担により、通常適用される基本保証料率(料率A)より引き下げた料率です。
4 (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた方は、別途、広島県の信用保証料補助制度(保証料0.1%分)があります。(お問い合わせ先:広島県商工労働局イノベーション推進チーム TEL 082-513-3357)